



土浦税務署から確定申告に関するお知らせ

☎土浦税務署(☎822-1100)



令和2年分の所得税・個人消費税および贈与税の確定申告会場を開設します

申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配付のほか、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。右の二次元コードから「国税庁LINE公式アカウント」を友達登録後、トーク画面より申し込みできます。▶



※申告会場に来場される際は、マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。入場の際は検温を実施するほか、咳・発熱などの症状がある方は入場をご遠慮いただく場合があります。

期間／2月1日(月)～3月15日(月)

※土日・祝日を除く。ただし、2月21日(日)、28日(日)に限り開場します。

※2月1日(月)～15日(月)は、還付申告および贈与税の申告相談のみ受け付けします。

時間／午前9時～午後4時

※午後4時前でも、相談受付を終了する場合があります。また、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

会場／新治ショッピングセンター「さん・あびお」2階(大畑)

※「さん・あびお」への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

※上記の確定申告会場設置期間中は、土浦税務署庁舎では申告相談を行っていません。

内容／申告相談、確定申告書の收受、確定申告書用紙の配付。

※現金納付の窓口業務は行いません。

会場に行かずに
申告できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」は、自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Taxまたは印刷して郵送のいずれかの方法で提出できます。マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方は、ID・パスワードの発行を受けることで、e-Taxを利用して申告書を提出することができます。



ID・パスワードの発行について

時間／午前8時30分～午後4時(5分程度で発行できます。)

場所／最寄りの税務署庁舎

持ち物／運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類

※税務署からID・パスワードの発行をすでに受けている方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」でご確認ください。

※ID・パスワード方式での申告は、暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

消費税の確定申告をする個人事業主の方へ

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売り上げや仕入れなどを税率(軽減税率8%・標準税率10%)ごとに区分して記帳するなどの経理(区分経理)を行った帳簿が必要となります。

また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

